

建設会社における 災害時の事業継続力認定制度



国土交通省 中部地方整備局

▶ 大規模自然災害に備えた事業継続計画(BCP)の必要性

▶ 事業継続計画(BCP)とは (BCP: Business Continuity Plan)

不測の事態(災害や事故などによる被害)が発生した場合でも、重要業務が中断せず、また中断した場合でも可能な限り短い時間で再開できるよう、平常時から災害時の体制や対応方法、重要業務継続に必要な資源の確保・調達手段等を前もって取り決めておく計画です。

▶ 大規模自然災害に備えた事前防災の重要性

近年、気候変動の影響により全国各地で激甚な被害をもたらす水害(河川氾濫、内水氾濫、土砂災害等)が多発しているほか、南海トラフ地震や富士山の火山噴火など大規模自然災害の発生が危惧されています。

その中でも南海トラフ地震においては、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。今後30年以内に発生する確率は70～80%であり、南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきています。

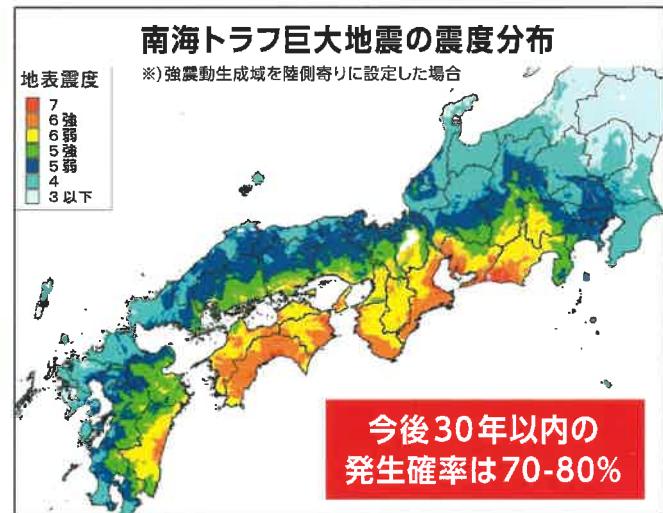
そのような状況の中、大規模自然災害直後から救命救助活動が可能となるよう道路啓開等にいち早く着手し、迅速に応急復旧対応及び二次災害の防止が実施できるよう事前防災の取り組みが重要になっています。

▶ 事業継続計画(BCP)策定の必要性

建設会社は災害が発生した場合、いち早く現場に駆けつけ、迅速に社会インフラの応急復旧を行い、ライフライン等の復旧を通じ、住民の日常生活を早期に取り戻す役割を担っています。

災害時は会社自体の被害を最小限にとどめることはもとより、操業の中断期間を短縮し、被災した社会インフラの応急復旧や二次災害防止に対して早急に対応することが不可欠です。

そのため、災害時において建設会社の社会的使命を果たすためにも、建設会社自らが継続して事業活動できる体制を構築しておく必要があります。



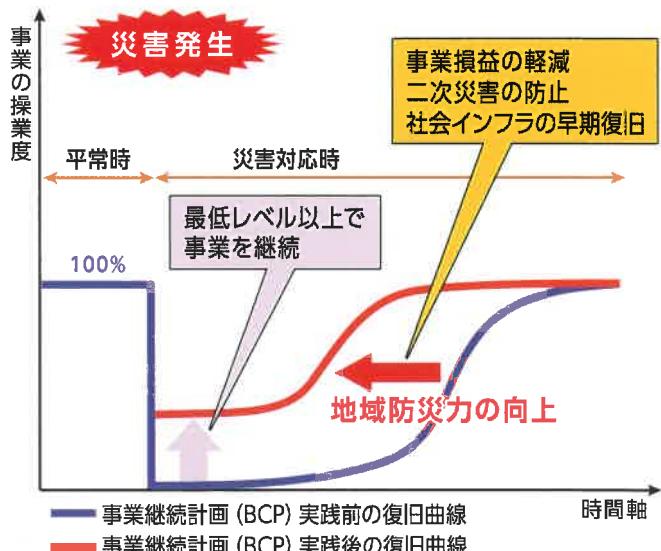
今後30年以内の
発生確率は70-80%

出典: 平成24年8月29日内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」から部分抽出



▶ 事業継続計画(BCP)策定のメリット

大規模自然災害時において事業継続計画(BCP)が適切に発動されれば、業務を中断せずに最低レベル以上で事業を継続することができ、会社自体の事業損益の軽減が期待できます。さらに、その取り組みが地域の防災力向上となり、地域社会への貢献や社会的評価の向上にもつながります。



災害対策の基本は「事前の備え」です。事業継続計画(BCP)を策定して、大規模自然災害に備えましょう!

▶事業継続力認定制度

南海トラフ地震等の大規模自然災害の発生が懸念されるなか、中部地方整備局では、発生直後から行政機関と建設業界が連携して災害対応に取り組んでいくことが重要であると考えています。そのため、建設会社において、災害時に事業活動が継続できる体制を整えておくことが必要となります。

そこで、中部地方整備局管内の建設会社が備えている事業継続力を評価し、適合した建設会社に対して認定および公表することにより、建設会社における事業継続計画（BCP）の策定を促進し、もって管内の災害対応の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上、ひいては地域防災力の向上を目的として認定制度を設けています。

▶事業継続力認定制度の概要

認定対象

- ・建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが中部地方整備局管内にある。
- ・中部地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格のうち、以下の区分で認定されている。
一般土木工事のB・C等級、維持修繕工事、アスファルト舗装工事
港湾土木工事のA・B等級、港湾等しうんせつ工事のA・B等級

申し込み期間

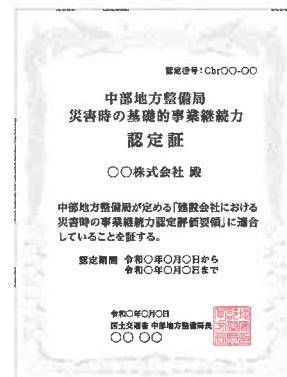
2回/年（詳細の申込期間はHPをご覧ください）

認定証有効期間

新規・継続ともに3年間

認定の方法

提出された書類により評価



▶事業継続力認定制度で求める主な内容

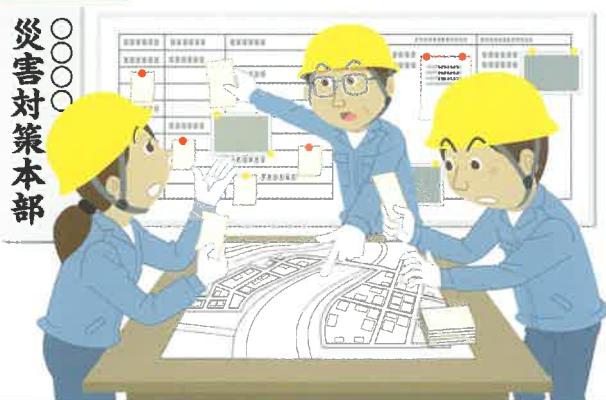
被災の想定

事業継続計画（BCP）の作成には、自社の所在地がどのようなハザード（災害）を受ける土地にあるかを知り、被害を想定することが基本です。



体制の構築

発災後、いつ・誰が・何をするのか、また安否の確認方法や組織の指揮命令系統等、災害対応の体制を予め構築し、社内で共有します。



資機材の調達

応急復旧活動に資機材や燃料等は必要不可欠です。備蓄・保管場所や調達先を予め決め、災害時に連絡等をとれるように準備します。



訓練の実施

事業継続計画（BCP）の実効性を高めるため訓練を実施し、課題等を抽出して解決策等を検討し、事業継続計画（BCP）を繰り返し見直していくことが重要です。



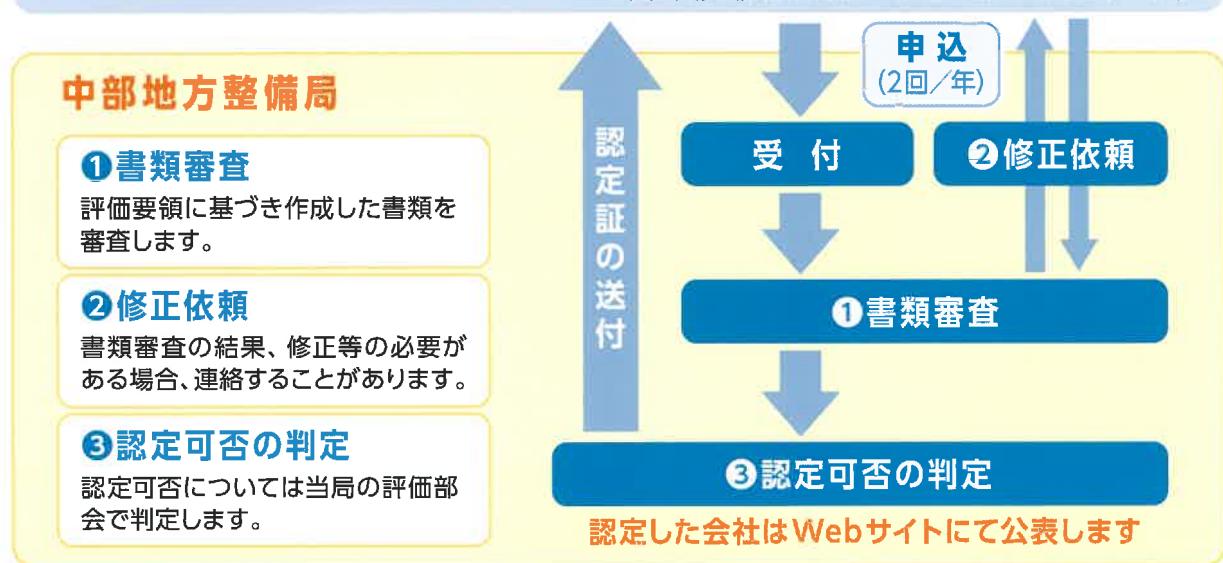
▶申請手続き

建設会社
(申込会社)

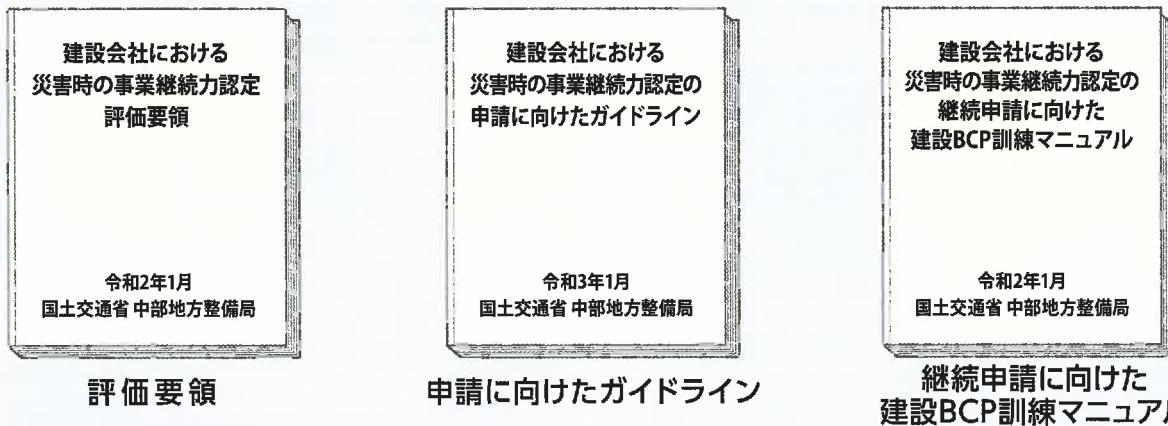
事業継続計画(BCP)及び
申請書類の作成

- 事業継続計画(BCP)*
- 申込書
- 確認チェックリスト

*継続申請の場合は認定期間中の訓練・点検等の実施記録を作成



事業継続計画(BCP)の作成及び申請等に関わる要領・ガイドライン等



申請手続きの詳細及び各種要領・ガイドライン等はWebサイトをご覧ください

申込受付・問合せ先

▶一般土木関連

中部地方整備局
災害対策マネジメント室

〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052-685-0533

▶港湾関連

中部地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課

〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
NUP・フジサワ丸の内ビル（丸の内庁舎）
TEL.052-209-6313

中部地方整備局事業継続力認定制度Webサイト

https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/bcp_nintei/index.html

